

岐阜県公報

目次

公安委員会告示

暴力追放運動推進センターの指定に関する告示の廃止

(組織犯罪対策課)

ページ

公示

暴力追放運動推進センターの指定

(同)

)

一

号外(4) 平成二十二年十一月一日

告示

岐阜県公安委員会告示第五号

暴力追放運動推進センターの指定に関する告示(平成四年岐阜県公安委員会告示第三号)は、平成二十二年十一月一日から廃止する。

平成二十二年十一月一日

岐阜県公安委員会

委員長 水谷邦照

公示

暴力追放運動推進センターの指定

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条の二第一項の規定により、岐阜県暴力追放運動推進センターとして次の法人を指定したので、暴力追放運動推進センターに関する規則(平成三年国家公安委員会規則第七号)第二条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年十一月一日

岐阜県公安委員会

委員長 水谷邦照

岐阜県公報号外 毎週(火曜日)(金曜日) 発行(休日に当たる)ときは翌日

平成二十二年十一月一日

- 一 名称
公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター
- 二 住所
岐阜市数田南五丁目十四番地一
- 三 代表者の氏名
理事長 堀江 博海
- 四 暴力追放事業を行う事務所の名称
公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター
- 五 暴力追放事業を行う事務所の所在地
岐阜市数田南五丁目十四番地一
- 六 指定を行った年月日
平成四年六月十二日

平成二十二年十一月一日発行

発行者

岐阜市数田南五丁目一番一
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一
ブイ・アール・テクノセンター